# 第7回京都海区漁業調整委員会 次第

令和 4 年 2 月 22 日午後 2:00~ 京都府水産事務所 研修室

1 開 会

### 2 議 案

第1号議案 特定水産資源に関する令和4管理年度における知事 管理漁獲可能量について(諮問)【第1号議案資料】

第2号議案 特定水産資源に関する令和3管理年度における知事 管理漁獲可能量の変更について(諮問)

【第2号議案資料】

第3号議案 知事許可漁業の制限措置等について (諮問)

【第3号議案資料】

# 3 報告事項

- (1) 漁業法第32条第2項の規定により京都府知事が行う助言、 指導又は勧告に関する運用指針について 【報告事項(1)】
- (2) 令和3年度第22期京都海区漁業調整委員会の活動報告について 【報告事項(2)】
- (3) 令和4年度第22期京都海区漁業調整委員会の予定について 【報告事項(3)】
- 4 その他
- 5 閉 会

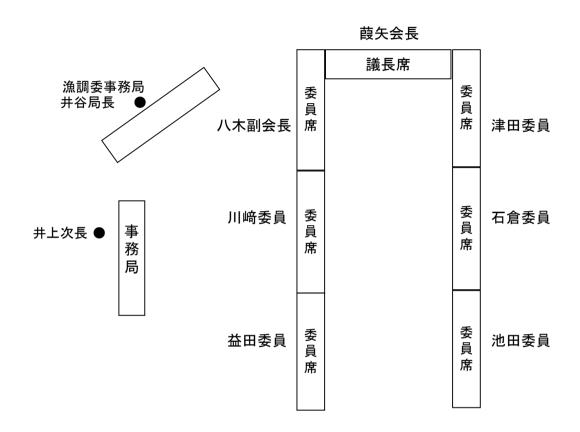
# 第22期 京都海区漁業調整委員会委員名簿

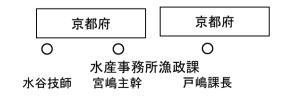
任 期 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

役職	氏 名	備 考
会 長	葭矢 護	公益財団法人京都府水産振興事業団理事長
副会長	八木 一弘	伊根地区 釣漁業 (元)京都府漁業協同組合理事
委員	津田嘉春	舞鶴地区 釣漁業 京都府漁業協同組合監事
委員	川﨑 芳彦	舞鶴地区 養殖業 京都府漁業協同組合総代
委員	狩野安德	宮津地区 定置網漁業 栗田漁業生産組合組合長理事
委員	石倉 尚正	伊根地区 定置網漁業 有限会社新井崎水産取締役
委員	村岡繁樹	京丹後地区 定置網漁業 湊漁業株式会社代表取締役社長
委員	益田 玲爾	京都大学フィールド科学教育研究センター教授
委員	池田 香代子	株式会社「とト屋」女将
委員	吉本 秀樹	伊根町長

# 第22期京都海区漁業調整委員会 (第7回委員会配席図)

令和4年2月22日(火)午後2時から 水産事務所 3階 研修室





京 都 府

第1号議案 特定水産資源に関する令和4管理年度に おける知事管理漁獲可能量について(諮問)

## 【理由】

京都府知事から、くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚) 及びするめいかに関する令和4管理年度(令和4年4月1日から 令和5年3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲 可能量について諮問がありましたので、答申に向けて御審議を お願いします。

### 【添付資料】

資料1-1 諮問文(写)

ッ 2 (別紙) 知事管理漁獲可能量



4 水 第 56 号 令和4年2月18日

京都海区漁業調整委員会 会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊

特定水産資源に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定による、くろまぐろ (小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいかに関する令和4管理年度に おける知事管理漁獲可能量を、別紙のとおり定めることについて、同条第2項 の規定により諮問します。

# 資料1-2

別紙

くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいかに関する令和4管理年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量(案)

特定 水産資源	知事管理区分	知事管理 漁獲可能量
	京都府定置漁業	18.5 t
	第 I 期間 (令和4年4月1日から同年11月30日まで)	1.9 t
	第Ⅲ期間   (令和4年12月1日から令和5年3月31日まで)	16. 6 t
くろまぐろ	京都府漁船漁業等(日本海)	1.0 t
(小型魚)	第 I 期間 (令和4年4月1日から同年11月30日まで)	0.8 t
	第Ⅲ期間 (令和4年12月1日から令和5年3月31日まで)	0.2 t
	京都府漁船漁業等(その他海域)	0.1 t
	留保	2.1 t
	京都府定置漁業	21.5 t
	第 I 期間 (令和4年4月1日から同年11月30日まで)	17. 2 t
くろまぐろ	第Ⅲ期間 (令和4年12月1日から令和5年3月31日まで)	4. 3 t
(大型魚)	京都府漁船漁業等(日本海)	0.1 t
	京都府漁船漁業等(その他海域)	1.2 t
	留保	1.2 t
するめいか	京都府するめいか漁業	現行水準

京都府

第2号議案 特定水産資源に関する令和3管理年度に おける知事管理漁獲可能量の変更について (諮問)

### 【理由】

京都府知事から、くろまぐろに関する令和3管理年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量の変更について諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

### 【添付資料】

資料2-1 諮問文(写)

- " 2 (別紙1) 知事管理漁獲可能量の変更
- ッ 3 (別紙2) 今後の令和3管理年度における数量の 融通についての取扱い



4 水 第 57 号 令和4年2月18日

京都海区漁業調整委員会会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊

特定水産資源に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について(諮問)

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定による、くろまぐろ (大型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を、別紙1の とおり変更することについて、同条第5項において準用する同条第2項の規定 により諮問します。

また、くろまぐろに関する令和3管理年度中に実施する数量の融通について、別紙2の取扱いとしたいので、同規定により併せて諮問します。

# 資料2-2

### 別紙1

くろまぐろ(大型魚)に関する令和3管理年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量の変更(案)

特定 水産資源	知事管理区分	<ul><li>知事管理</li><li>漁獲可能量</li><li>変更前   変更後</li></ul>	
京都府定置漁業		30.5 t	同左
	第 I 期間 (令和3年4月1日から同年11月30日まで)	5.56 t	同左
くろまぐろ (大型魚)	第Ⅲ期間 (令和3年12月1日から令和4年3月31日まで)	24. 94 t	同左
	京都府漁船漁業等(日本海)	0.1 t	同左
	京都府漁船漁業等(その他海域)	1.7 t	3.1 t
	留 保 1.7 t 同		同左

別紙2

### 漁獲可能量に係る数量の融通について (くろまぐろ)

#### 1 背景

くろまぐろの融通に伴う知事管理漁獲可能量の変更の手続として、漁業法第16条第5項において準用する第2項の規定により、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされている。一方、融通による知事管理漁獲可能量の変更は、漁獲の急激な積み上がりに対応するため迅速な手続が求められる。

#### 2 令和3管理年度内に実施する融通の取扱いについて

現在、水産庁による第7回の融通の要望調査が実施されており、3月上旬に配分数量が決定する予定となっている。配分数量決定後には、速やかに漁獲可能量の変更を実施したいため、以下の3による配分を行うこととし、委員会には事後報告で対応できることとしたい。

#### 3 配分方法について

令和3管理年度内に実施する融通の取扱いについては、当年度実施してきた 方法と同様に行うこととしたい。具体的には以下のとおり。

- ① 知事管理区分ごとに要望聴取を行う。要望聴取の対象は、京都府漁業協同組合、京都府定置漁業協会、京都府釣漁業連合会、その他海域で操業する漁業者1名とする。なお、融通のうち、譲受を希望する場合は、過去の漁獲量及び放流量の実績並びに直近の漁獲の積み上がり状況に鑑み、必要な数量を要望する。
- ② 知事管理区分ごとの要望数量を合計し、京都府から要望する。ただし、譲受要望の上限値(※)は、25トン×前年漁期消化率とされており、上限値以内の数量を要望する。(「くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領」(令和2年12月25日付け2水管第1905号)) ※ R3 小型魚: 21.8トン、大型魚20.4トン
- ③ 京都府への配分数量について、知事管理区分ごとの要望数量に応じて配分する。なお、京都府への配分数量が要望数量以下の場合、管理区分ごとの要望数量の比率で配分する。また、留保への配分は行わない。

京都府

# 第3号議案 知事許可漁業の制限措置等について (諮問)

# 【理由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

## 【添付資料】

資料3-1 諮問文(写)○ばいがいかごなわ漁業



京都海区漁業調整委員会 会長 葭矢 護 様

4 水事第 9 5 号 令和 4 年 2 月 15 日

京都府知事 西脇 隆俊

隆使打事的

知事許可漁業の制限措置等について (諮問)

漁業法(昭和24年法律第267号。以下、「法」という。)第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定により、及び同項の規定を実施するため、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び京都府漁業調整規則(令和2年京都府規則第54号)第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて、法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項の規定により諮問します。

記

### 【制限措置】

①漁業種類:ばいがいかごなわ漁業

②許可又は起業の認可をすべき船舶等の数:4隻

③船舶の総トン数:制限なし

④操業区域:a)京都府沖合海面 (東経 135 度 02 分以東の海域)

b) 京都府沖合海面 (東経 135 度 12 分以西の海域)

⑤漁業時期:6月1日から8月31日まで

⑥漁業を営む者の資格:京都府に住所を有する者

#### 【申請すべき期間】

令和4年4月1日から令和4年4月30日まで

#### 【備考】

許可の有効期間は令和4年6月1日から令和5年5月31日まで

(担当)

漁政課漁業漁船係 水谷

TEL:0772-22-4438

# 報告事項(1)

京 都 府

漁業法第32条第2項の規定により京都府知事が行う 助言、指導又は勧告に関する運用指針について

# 【内容】

京都府は、令和4年1月18日開催の第6回委員会の結果を踏まえ、指針を策定し、令和4年2月1日から施行しました。

# 【添付資料】

報告資料1-1 漁業法第32条第2項の規定により京都府 知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用 指針について

### 漁業法第32条第2項の規定により京都府知事が行う助言、指導又は勧告に 関する運用指針

第1 特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)を除く。) 特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)を除く。以下第1に おいて同じ。)に係る漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第32条第2 項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の1から2までに定めるとおりとす る。

- 1 法第32条第2項第1号に掲げる場合
- (1) 法第32条第2項第1号に掲げる場合において、知事が行う助言又は勧告は、次の表のとおりとする。

知事管理区分における当該特定水産	当該知事管理区分において当該特定
資源の漁獲量の総量の当該知事管理	水産資源の採捕をする者に対して知
区分に係る知事管理漁獲可能量に占	事がする助言又は勧告の内容
める割合	
90パーセントを超えたとき	当該知事管理区分における当該特定
	水産資源の漁獲量の急激な積み上が
	りを避けるような措置を実施するよ
	うに助言する。
95パーセントを超えたとき	当該知事管理区分における当該特定
	水産資源の漁獲量の総量が知事管理
	漁獲可能量を超過することを未然に
	防止するような具体的な管理措置を
	実施するように勧告する。

- (2) 前号の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると知事が認めるときは、この限りでない。
  - ア 特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において 当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該知事 管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合
  - イ 当該知事管理区分における当該特定水産資源の採捕をする者の全てが同一の法 第124条第1項の認定を受けた協定(以下「認定協定」という。)に参加している 場合であって、当該認定協定の内容及び当該特定水産資源の採捕の実態を勘案し、 当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の末日ま でに当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当 な理由がある場合
- 2 法第32条第2項第2号に掲げる場合
- (1) 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

1つの特定水産資源に係る全ての知事管理区分のいずれか事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理区分に係る知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合 容 当該特定水産資源に係る全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれが大きい場合に該当し、今後、法第33条第2項第2号の規定による採捕の停止を命令する可能性があることから、当該特定水産資源の採捕を抑制するように指導する。

(2) 前号の規定にかかわらず、特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該 全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源 の漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残 りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

#### 第2 くろまぐろ(小型魚)

くろまぐろ(小型魚) (第2において単に「くろまぐろ」という。)に係る法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の1から2までに定めるとおりとする。

- 1 法第32条第2項第1号に掲げる場合
- (1) 法第32条第2項第1号に掲げる場合において、知事が行う助言、指導又は勧告は、 次の表のとおりとする。

知事管理区分におけるくろまぐろの 漁獲量の総量の当該知事管理区分に 係る知事管理漁獲可能量に占める割 合	当該知事管理区分においてくろまぐ ろの採捕をする者に対して知事がす る助言、指導又は勧告の内容
70パーセントを超えたとき	次の措置を実施するように助言する。 【定置漁業】 ・網起こし回数の削減、1日当たりの 漁獲上限の設定、生存個体の放流な ど、くろまぐろの採捕量の削減策を 講じる。 【漁船漁業等】 ・操業時間短縮、操業回数(日数)抑
	制、生存個体の放流など、くろまぐろの採捕量の削減策を講じる。

80パーセントを超えたとき	次の措置を実施するように指導する。 【定置漁業】 ・網起こし回数のさらなる削減、1日 当たりの漁獲上限の引き下げ、生存 個体の放流など、くろまぐろの採捕 量のさらなる削減策を講じる。
	【漁船漁業等】 ・くろまぐろを目的とした操業の自粛、生存個体の放流など、くろまぐろの採捕量のさらなる削減策を講じる。
90パーセントを超えたとき	次の措置を実施するように勧告する。 【定置漁業】 ・網起こし回数のさらなる削減、1日 当たりの漁獲上限の引き下げ、全て の生存個体の放流など、くろまぐろ の採捕量のさらなる削減策を講じ る。
前号の相定にかかわらず、次のアマは	【漁船漁業等】 ・くろまぐろを目的とした操業の自粛、全ての生存個体の放流など、くろまぐろの採捕量のさらなる削減策を講じる。

- (2) 前号の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると知事が認めるときは、この限りでない。
  - ア くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当 該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該知事管理区分 における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合
  - イ 当該知事管理区分におけるくろまぐろの採捕をする者の全てが同一の認定協定 に参加している場合であって、当該認定協定の内容及びくろまぐろの採捕の実態 を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度 の末日までに当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定さ れる相当な理由がある場合
- 2 法第32条第2項第2号に掲げる場合
- (1) 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

くろまぐろに係る全ての知事管理区 分における漁獲量の総量の当該全て の知事管理区分に係る知事管理漁獲 可能量の合計に占める割合

当該全ての知事管理区分のいずれか においてくろまぐろの採捕をする者 に対して 知事がする指導の内容

90パーセントを超えたとき

当該全ての知事管理区分に係る知事 管理漁獲可能量の超過のおそれが大 きい場合に該当し、今後、法第33条第 2項第2号の規定による採捕の停止 を命令する可能性があることから、く ろまぐろの採捕量の削減策を講じる ように指導する。

(2) 前号の規定にかかわらず、くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りではない。

#### 第3 くろまぐろ (大型魚)

第2の規定は、くろまぐろ(大型魚)に係る法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告について準用する。

附則

(施行期日)

1 この指針は、令和4年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年3月31日までの間における第1の1(2)イ及び第2の1(2)イ(第3において準用する場合を含む。)の規定の適用については、「同一の法第124条第1項の認定を受けた協定(以下「認定協定」という。)」とあるのは「同一の法第124条第1項の認定を受けた協定(以下「認定協定」という。)又は資源管理指針・計画作成要領(平成23年3月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知)に基づき水産庁長官又は都道府県知事の確認を受けた資源管理計画(以下「資源管理計画」という。)」と、「同一の認定協定」とあるのは「同一の認定協定又は資源管理計画」と、「当該認定協定」とあるのは「当該認定協定又は当該資源管理計画」とする。

# 報告事項(2)

事 務 局

令和3年度第22期京都海区漁業調整委員会の活動 報告について

# 【内 容】

令和3年度の当委員会の活動について報告いたします。

# 【添付資料】

報告資料2-1 第22期京都海区漁業調整委員会活動記録 (令和4年2月)

# 報告資料2-1

第22期京都海区漁業調整委員会活動記録

令和4年2月

京都海区漁業調整委員会

第22期京都海区漁業調整委員会委員名簿

役職名	区分	氏 名	期間
会 長	学 識 経 験 者	葭 矢 護	令和 3 年 4 月 1 日
副会長	漁業者·漁業従事者	八 木 一 弘	〈 令和 <b>7</b> 年
委員	"	津田嘉春	3月31日
"	"	川崎芳彦	
"	"	狩野 安德	
"	"	石 倉 尚 正	
"	"	村岡繁樹	
"	学 識 経 験 者	益 田 玲 爾	
"	"	池 田 香代子	
"	中立	吉 本 秀 樹	

### 〇 日本海・九州西広域漁業調整委員会

・川﨑委員が就任(令和7年9月30日まで)

### 〇 大中型まき網漁業との調整を考える会

・葭矢会長が同会の座長を担う

# 第 22 期京都海区漁業調整委員会の活動記録

# 1 委員会としての活動

# (1) 委員会の開催

	女貝女の所	· 1   14-	,
回	年月日	審議事項	報告事項
1	令和3年	①会長及び副会長の選出	
	5 月 20 日 (出席委員)	②広域漁業調整委員会委員の選出	
	9名	③第 21 期京都海区漁業調整	
		委員会からの申し送り事項	
		④知事許可漁業の許可の有効期間	
		(諮問)	
2	6月15日	①京都府資源管理方針の一部改正	
	出席委員	(諮問)	
	9名 丿	②特定水産資源に関する令和3	
		管理年度における知事管理	
		漁獲可能量(諮問)	
		③知事許可漁業の制限措置等	
		(諮問)	
3	8月24日	①知事許可漁業の制限措置等	①京都府海域における知事
	出席委員	(諮問)	許可漁業の許可等に関する
	9名 丿	②広域漁業調整委員会委員の選出	取扱方針の変更
		③令和3年度全国海区漁業調整	②太平洋クロマグロの遊漁に
		委員会連合会日本海ブロック	関する委員会指示
		会議に提出する議題	③京都府漁場利用協定
4	10月21日	①知事許可漁業の制限措置等	①漁業権の行使状況
	出席委員	(諮問)	
	7名	②令和3年度全国海区漁業調整	
		委員会連合会日本海ブロック	
		会議に提出する要望	
		•	

□	年月日	審議事項	報告事項
5	令和3年	①特定水産資源に関する令和4	①令和3年度全国海区漁業調整
	12月13日 (出席委員)	管理年度における知事管理漁獲	委員会連合会日本海ブロック
	8名	可能量(諮問)	会議
		②特定水産資源に関する令和3	②第 39 回日本海・九州西広域
		管理年度における知事管理漁獲	漁業調整委員会
		可能量の変更(諮問)	
6	令和 4 年	①特定水産資源に関する令和3	①漁業権の資源管理状況等
	1月18日 「出席委員	管理年度における知事管理漁獲	の報告
	9名	可能量の変更(諮問)	
		②知事許可漁業の制限措置等	
		(諮問)	
		③漁業法第32条第2項の規定	
		に基づき京都府知事が行う	
		助言、指導又は勧告に関	
		する指針	
7	2月22日	①特定水産資源に関する令和4	①漁業法第32条第2項の規定
	出席委員 8名	管理年度における知事管理漁獲	により京都府知事が行う
		可能量(諮問)	助言、指導又は勧告に関
		②特定水産資源に関する令和3	する運用指針
		管理年度における知事管理漁獲	②令和3年度の活動報告
		可能量の変更(諮問)	③令和4年度の活動予定
		③知事許可漁業の制限措置等	
		(諮問)	

# (2) 諮問に対する答申

V=7 HH 1-47	<u>- 刈りる日中</u> 諮 問	委	 答	申
年月日		員		
(受付年月日)	内容	会	年月日	内容
令和3年	知事許可漁業の許可の有効期間	第	令和3年	
5月11日	・手繰第二種漁業(自家用釣餌料びき網漁業)	_	5月24日	店
6月10日	・手繰第三種漁業(なまこけた網漁業)	回	6月16日	原 案
(6月11日)	京都府資源管理方針の一部改正	第	0 Д 10 Д	に
//	特定水産資源に関する令和3管理年度に	=	//	異
	おける知事管理漁獲可能量(ずわいがに、さば類)	回		議 が
"	<b>"</b> (くろまぐろ)		"	な
6月11日	知事許可漁業の制限措置等		//	い
( " )	・手繰第一種漁業(機船底びき網漁業)			を
8月19日	知事許可漁業の制限措置等	第	8月26日	旨を答
8月20日	・手繰第三種漁業(なまこけた網漁業)	Ξ		申
	<i>"</i> ・固定式刺網漁業(ひらめ底刺網漁業)	□	//	
	知事許可漁業の制限措置等	第	10月25日	
( " )	・手繰第二種漁業(自家用釣餌料びき網漁業)	四四	10 / 1 20 日	
	・さより二そうびき機船船びき網漁業			
10 0 0 0	・固定式刺網漁業(はまち底刺網漁業)		10 5 11 5	
12月8日	特定水産資源に関する令和4管理年度に	第	12月14日	
( " )	おける知事管理漁獲可能量 (さんま、まあじ、まいわし)	五		
	特定水産資源に関する令和3管理年度に	回		
"	おける知事管理漁獲可能量の変更(くろまぐろ)		//	
令和 4 年	特定水産資源に関する令和3管理年度に	第	令和4年	
1月7日	おける知事管理漁獲可能量の変更(くろまぐろ)	六	1月19日	
(1月11日)				
1月11日	知事許可漁業の制限措置等	回	//	
( " )	・手繰第三種漁業(とりがいけた網漁業)			
2 日 10 日	・小型いかつり漁業			
2月18日(2月21日)	特定水産資源に関する令和 4 管理年度に おける知事管理漁獲可能量	第		
(2 / ) 2   11/	(くろまぐろ、するめいか)	七		
"	特定水産資源に関する令和3管理年度に			
	おける知事管理漁獲可能量の変更(くろまぐろ)			
2月15日	知事許可漁業の制限措置等			
( " )	・ばいがいかごなわ漁業			

(3)	委員	会指	示	の発	動
<b>`'</b>	<b>-</b>		.,	,,,,	7

年月日	委員会指示の内容

〇火光利用釣漁法の制限 (委員会指示第 67 号)

有効期間:令和3年3月30日から令和6年3月31日まで

〇油餌釣漁法・はえなわ漁業の制限(委員会指示第68号)

有効期間:令和3年3月30日から令和6年3月31日まで

### (4) 委員協議会の開催

年月日	内容

### (5) 公聴会の開催

年月日	事項

### 2 全国海区漁業調整委員会連合会関連

会議名等	年月日
全国海区漁業調整委員会連合会通常総会 書面開催	令和3年6月11日
全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議	
※京都海区が幹事 書面開催	11 月 10 日

## 3 広域漁業調整委員会 ※川﨑委員が出席

会議名等		年月日
日本海·九州西広域漁業調整委員会日本海西部会	WEB 参加	令和3年11月25日
日本海·九州西広域漁業調整委員会	WEB 参加	7月30日
		11月25日
		<u>令和 4 年 3 月 7 日</u>
		<u>(予定)</u>

### 4 漁業調整の活動に対する支援

# (1) 大中型まき網漁業との調整について

会議名等	年月日
大中型まき網漁業との調整を考える会幹事会	令和 4 年 3 月 29 日(予定)
中部日本海まき網漁業協議会船主部会	※令和3年度中止

### (2) 漁業と遊漁との調整について

会議名等	年月日
京都府漁場利用協定締結団体代表者会議	令和3年
※新型コロナウイルス感染症により、書面で持ち回り	7月20日
葭矢会長が立会人	(協定締結)
京都府漁場利用協定地区協議会	

### 5 その他

会議名等	出席者	年月日
漁業調整に係る水産課との打ち合わせ	葭矢会長	令和 3 年 6 月 18 日
全国豊かな海づくり大会 (宮城大会)	葭矢会長	10月2、3日

# 報告事項(3)

事 務 局

令和 4 年度第 22 期京都海区漁業調整委員会の予定 について

# 【内 容】

令和4年度の当委員会の予定について報告いたします。

# 【添付資料】

報告資料 3-1 京都海区漁業調整委員会 令和 4 年度委員会 等開催予定について

資源管理関係で諮問予定 ★ 漁業許可関係で諮問予定 ○ ⑮漁場計画進捗状況報告 ◆

### 京都海区漁業調整委員会 令和4年度委員会等開催予定について

<u>//\</u>	一件				垂				<u> </u>	<b>-</b>	T /.		<u> </u>	<u>. 4</u>			<u> </u>																				
		令	和4年	E4月		5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月		令和	05年	1月		2月			3月	
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
1	委員会						-	①委員会 (予定)								②委員会 (予定)						③委員会(予定)					④委員会 (予定)			⑤委員会(予定)			⑥委員会(予定)	-	⑦委員会 (予定)		-
2	まき網			-}	多定場	以外1	こ京都	★ ○ ◆ 府知	事から	諮問	なと	ごがま	あり、	緊	急を	○ ◆ 要す	る場	易合に	<b>は、</b> 変	<b>長員</b> :	会等	○ ◆ の開	間催に	つい	て、	会長	★ ◆ と相	談し	, , , , , ,	★ ○ ◆	<b>之</b> 世了	てい	* ○ •	きま	<b>★</b> ○ <b>♦</b>		
	漁業との 調整	適宜対応 中部日本海 巻き網漁業 総会 幹事会														会																					
	全国海区 漁業調整 委員会連 合会								総会												日本海B会議	(金沢市)															
	日本海・ 九州西広 域漁業調 整委員会 (川崎委員)						委員会														н.ж			部会・委員会											委員会		
5	漁場利用 協定	<b>—</b>															$\Rightarrow$																				
6	その他								開庁 記念日 (6/19)			•				がくり のうち							り (明	海づく 大会 石市) 11・12)													

- ★ 資源管理関係の諮問内容(予定)
- ① ずわいがに、さば類の設定(7月~)、くろまぐろの変更(国からの追加配分)
- ④ <u>さんま、まあじ、まいわしの設定(1月~)</u>、くろまぐろの変更(第Ⅰ期間、第Ⅱ期間の調整、国、他県からの融通調整)
- ⑤ くろまぐろの変更(国他県からの融通調整)
- ⑦ <u>くろまぐろ、するめいかの設定(4月~)</u>、くろまぐろの変更(国他県からの融通調整)